

長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第147号)

消費者庁からの情報です。

配信日 平成30年8月30日

それ、詐欺かもしれません!

メール

ショートメッセージサービス(SMS)による

架空請求



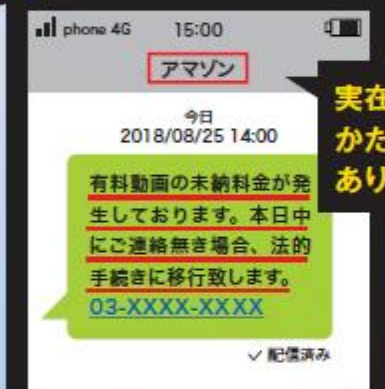
ハガキ

による

架空請求



詐欺!



実在の事業者をかたる場合があります。

(例) アマゾン

ヤフーサポートセンター
DMM 相談窓口 など

※実在する企業とは無関係です。

メールやハガキに記載の電話番号に

連絡をする前に!

支払をする前に!

詐欺!

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)257 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、不動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での「訴訟取り下げ」の意思表示は、原告側からのご連絡からご連絡
訴訟取り下げ最終期日 平成29年12月22日

公的機関に類似した差出人

法務省管轄支局 日本民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関
取り下げ等のお問合せ窓口 03-
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

(例) 法務省管轄支局 国民訴訟通達センター

民間訴訟告知センター

国民訴訟お客様センター

全国紛争相談センター など

※いずれも国の組織として存在しないものです。

まずは♡消費者ホットライン

局番なし

い や や
188 で確認しよう!



消費者ホットライン 188
イメージキャラクター「イヤヤン」

最寄りの消費生活センター等につながり、専門の消費生活相談員が助言します。

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

架空請求の手口の流れ（よくある例）

突然通知

メール

ハガキ



様々な名目で送りつける

メールやハガキに書かれた
電話番号にかけないで!

覚えのない
請求がきたら **188**

≪ 電話すると ≫

支払要求

着手金
示談金
供託金



「急がないと
裁判になりますよ」
「後日返金されますよ」

第三者の電話番号に誘導



「弁護士に問い
合わせてください
番号は 03-XXXX-XXXX」

おかしいと
思ったら **188**

≪ 承諾すると ≫

支払指示

プリペイドカード

¥50000

「コンビニで
カードを買って
番号を教えてください」



コンビニ端末

「端末から出てくる
支払用紙を持って
レジで支払ってください」

支払う前に **188**

≪ 一度支払ってしまうと ≫

さらなる支払要求

弁護士・裁判の相手と名のる者から、
次々と電話がかかってきて、
さらなる支払を要求されます。



「他にも未払が
ありました」

「和解できない! ふざけるな」
「自宅に行くぞ!
家族に迷惑がかかるぞ」



被害高額化

架空請求の手口は様々です!

もう一度
支払う前に **188**

消費者ホットライン

局番なし **188**

架空請求以外でも、消費生活で

お困りのことがあれば、ご相談ください!

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)